



市民課

環境企画係 ☎：内線1069
生活衛生係 ☎：内線1071

**自分たちの住むまちを
みんなできれいにしよう**

市は、皆さんに協力してもらい、道路とその周辺などの清掃活動「クリーン作戦」を行います。

■実施日時

4月26日(日)午前5時半から

※各地区の実情に合わせて、日時を変更しても構いません。

■ごみの分別・出し方

クリーン作戦のごみに限り、次の通り分別し、黒い袋や肥料袋(袋の指定はありません)などに入れ、地区のごみ集積所に出してください。

① 燃えるごみ

紙くず、木くず、ビニール類、ペットボトルなど

② 燃えないごみ

空き缶、瓶類、金属類など

■留意事項

▼家庭ごみは出さないでください。
▼廃家電、廃タイヤや粗大ごみなどは、回収しないでそのままの状態にして、市民課生活衛生係に連絡してください。後日、状況を確認して対応します。



**資源ごみの集団回収で
報奨金が受けられます**

市は、資源ごみの有効活用を推進しています。市内の自治会、子ども会、PTAなどの営利を目的としない団体が、資源ごみの集団回収を行った場合、予算の範囲内で報奨金が受けられます。

■報奨金の額

次の(1)と(2)の合計金額

(1) 回数割額

集団回収1回につき1000円
(1団体につき6000円まで)

(2)対象品目ごとの実績割額

対象品目	実績割額
アルミ缶	1* ₀ につき4円
スチール缶	1* ₀ につき5円
紙パック	
段ボール	
新聞紙	
雑誌	
瓶類(一升瓶、ビール瓶以外)	

※上記の品目は、回収業者が無償で引き取る場合でも報奨金の対象となります。

一升瓶、ビール瓶は、報奨金の対象外ですが、リユース(繰り返し使える)品目なので回収し、資源ごみの有効活用にご協力ください。

■報奨金請求までの流れ

①登録申請 窓口(市民課環境企画係、西根・安代両総合支所)に集団回収団体の登録申請書を提出

②集団回収の実施 集団回収実施後、回収業者から引き取り明細書に引き取り数量や価格などを記入してもらおう。

③報奨金交付請求 窓口(報奨金交付請求書、引き取り明細書を提出)

※請求書提出期限 12月28日(月)



協力して回収に取り組む子ども会

この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

耳鳴り、めまい、聴力低下、腰痛症、不眠症、不妊症、月経痛等 お困りの症状を御相談ください

漢方のあさひ薬局

御相談予約専用 携帯からもご利用できるようになりました!

☎0120-204077



本 店/八幡平市大更25-118-1(国道282号沿い) TEL.0195-75-2227
西根中学校前店/八幡平市大更24-1-118(西根病院そば) TEL.0195-70-2311

<http://www.facebook.com/asahi.kanpou> <http://www.asahi-kanpou.com/>

